

「冬の時代」に入った 軍備管理・軍縮と日本の役割

浅田 正彦
Asada Masahiko

軍備管理・軍縮は、当面「冬の時代」に入ったようにみえる。2017年7月には核兵器禁止条約が採択され、同年のノーベル平和賞は同条約の作成に重要な役割を果たした非政府組織（NGO）である「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に授与された。にもかかわらず、である。米ロ二国間では、既存条約の履行と新たな条約交渉の見通しの双方において、また核兵器不拡散条約（NPT）体制をはじめとする多数国間においても、今後の核軍縮・不拡散措置をめぐる見通しとの関係で、そう言わざるをえない。そして、そうした状況は早期には好転しそうにないのである（もちろん劇的な展開を完全には排除できないが）。そのようななか、日本にはいかなる役割が期待されるのであろうか。

1 米ロ間の核軍縮の停滞

米ロ二国間の核軍縮交渉は停滞して久しい。現在有効な米ロ間の核軍縮条約で最も新しいものは、2010年にプラハで署名された新戦略兵器削減条約（新START）にまで遡る。冷戦終結後の戦略核兵器の削減について言えば、新STARTの直前の条約は、2002年署名の戦略攻撃能力削減条約（SORT）である。SORTは2012年まで有効であったが、2010年の新STARTによって取って代わられた。そのSORTも、1991年署名の戦略兵器削減条約（START）が2009年まで有効であったなかで、STARTの削減合意をさらに押し進めるかたちで2002年に合意されたものである⁽¹⁾。

このように、これまでの米ロ間の戦略核兵器削減の歴史を振り返ると、前の削減条約がなお有効である間に新たな条約についての交渉が始まり、そして合意されるという過程をたどってきた。ところが、今は状況が異なる。2011年に10年の有効期間をもって発効した新STARTは2021年に失効することになっているが、新たな削減条約の交渉はおろか、条約上認められている最長5年間の同条約の延長さえ困難な見通しとなっている⁽²⁾。

問題は戦略核兵器にはとどまらない。むしろ、現下の重大な問題は非戦略核兵器にあるとも言える。1987年に署名された中距離核戦力（INF）全廃条約は、射程500—5500kmの地上配備の弾道ミサイルと巡航ミサイルを全廃するものであるが、ひとつ

の Kategorii の兵器の全廃を定めたこと、ソ連が現地査察を条約上の義務として初めて受け入れたことなど画期的な条約であり、その後の START の合意にも途を拓いたし、極めて侵入的 (intrusive) な 1993 年の化学兵器禁止条約 (CWC) における査察制度にもつながった。

しかし近年米国は、条約上禁止されている新型地上発射巡航ミサイルの実験と配備を行なったとして、ロシアの INF 条約違反を指摘しており、その解決の見通しも立っていない⁽³⁾。それどころか逆にロシアは、米国こそ INF 条約に違反しているとの非難を始めている⁽⁴⁾。この問題は INF 条約のみにはとどまらない影響を与えつつあり、ブルックス米国家核安全保障庁 (NNSA) 元長官によれば、この INF 条約の違反問題が解決しなければ、米国がロシアとの間で新たな戦略核削減のための条約を締結することは困難であるという⁽⁵⁾。それだけではない。米口間では 2014 年 3 月のロシアによるクリミア編入以来、深刻な対立が続いており、さらに 2018 年 3 月の英国・ソールズベリーにおけるロシアによる元ロシア軍情報機関幹部への化学兵器使用疑惑 (スクリパリ事件) を契機に、米口間で大規模な外交官の追放合戦が起こるなど、両国間の関係は 1962 年のキューバ危機以来と言われるまでに悪化しているのである。

2 核兵器禁止条約と分断の拡大

核軍縮に関連した対立があるのは米口間だけではない。グローバルにも拡大している。

2017 年 7 月 7 日、国際連合会議は、賛成 122、反対 1、棄権 1 の圧倒的多数で核兵器禁止条約を採択した。この事実のみからすれば、国際社会の「総意」を反映して核兵器を禁止する画期的な条約が作成された、という印象をもたれるかもしれない。しかし、事実は異なる。122 の国のなかには核保有国 (NPT 上の核兵器国および他の核保有国) も、核保有国と同盟関係にある非保有国 (核同盟国) もまったく含まれていないのである。それゆえこの条約によって、むしろ国際社会には憂慮すべき「分断」が生じる (あるいは拡大する) のではないかと懸念される。

国際社会の分断は、核保有国と非保有国との間に存在するだけでなく、非保有国同士でも、核同盟国と非同盟国との間に生じ (拡大し) つつある。実は、そのような動きはすでに核兵器禁止条約の採択前から生じていた。同条約の採択につながった「多数国間核軍縮交渉の前進」と題する国連総会決議への反対国は、2014 年にはわずかに 5 カ国 (米、英、仏、ロ、イスラエル) を数えるにすぎなかったが、条約交渉会議の開催を決めた 2016 年にはその 7 倍の 35 カ国に拡大しており、そこには核保有国と核同盟の非保有国のほとんどが含まれていたのである⁽⁶⁾。こうして核兵器禁止条約 (交渉) は、核軍縮を求めるという点で (少なくとも表面上は) 非同盟諸国と共同歩調をとってきた核同盟の非保有国に対して、拡大核抑止からの決別を迫ることによって、彼ら

を非保有国の側から核保有国の側へと追いやる結果になったと言えよう。

現在、核兵器禁止条約の署名国は57カ国、批准国はわずか7カ国（2018年4月時点）を数えるにすぎず、推進派からすれば期待はずれのように見えるが⁷⁾、いずれ発効に必要な50カ国の批准を得て発効することになろう。条約によれば、発効から1年以内に、そしてその後は2年ごとに締約国会議が開催され、核兵器禁止条約プロセスが始まる。多くの非同盟諸国が、自らの手で作成した核兵器禁止条約を重視するのは当然であり、NPTプロセスにおいて核軍縮の進展が芳しくないことも相まって、それらの諸国が軸足をNPTから禁止条約へと移していくことも容易に想像される。そうなれば、核保有国と非保有国、核同盟の非保有国と非同盟の非保有国の分断はますます深まっていくであろう。多くの非同盟諸国がNPTへの関心を失って、核兵器国を含む普遍的なフォーラムとしてのNPTプロセスが形骸化していくことになるとすれば、それは核軍縮の観点からも不幸なことである。

3 日本の役割

こうした状況下において日本はいかなる役割を果たすことができ、また、いかなる役割を果たすべきなのであろうか。米口間の関係について日本が果たすことのできる役割には限界があろう。

他方、核兵器禁止条約を契機として生じつつある対立については、日本に果たすべき役割があるように思える。それこそが、2017年5月の第1回NPT準備委員会において当時の岸田文雄外相が提唱し、同年11月に広島で初会合が開かれた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の構想なのであろう（この会議には筆者も委員として参加している）。

賢人会議は2018年3月に2回目の会合を東京で開き、4月の第2回NPT準備委員会に向けて提言をまとめた⁸⁾。その眼目は「橋渡し（bridge building）」にある。それは、分断の存在を認識したうえで、異なる立場・考え方を相互に理解するための対話から始めなければならないという呼びかけであり、核軍縮をめぐるグローバルな分断状況という現実を直視した極めて現実的な提言である。もっとも、そうした立場の違いは核兵器に対する正反対とも言える評価に基づくものであることから、相互の理解すら容易ではないかもしれない。

この点に関連して、賢人会議の内外において表明してきた私見を述べるならば、核軍縮を無条件の絶対善としてそれを自己目的化することは必ずしも正しくない。軍縮はあくまで手段であって、それ自体が目的ではない。目的は安全保障である。国家安全保障であり、国際安全保障である。軍縮措置によって安全保障の根幹が危うくなるといった場合には、軍縮は安全保障に途を譲らなければならないであろう。もちろん、核抑止が安全保障に資するとか、核抑止が機能するというのは幻想であるとの見

方があるのも事実である。そうした見解の対立は、核軍縮をめぐる立場の違いに直結しているのであり、その根源にあると言っても過言ではない。NPT準備委員会に提出される賢人会議の提言が、こうした対立を緩和し、願わくば解消する糸口となることを祈るのみである。

- (1) 1991年署名のSTART-Iは1994年12月に発効し、15年間有効であった。米ロ両国はSTART-Iの発効を待たずに、戦略兵器をさらに削減すべく1993年にSTART-IIに署名した。米国は1996年にSTART-IIを批准したが、その後1997年に削減時期を変更するなど関連議定書・了解覚書等（弾道弾迎撃ミサイル〔ABM〕制限条約の用語の明確化などを含む）が合意され、START-II等と一体のものとされた。ロシアは2000年にSTART-IIを全体として批准したが、米国による1997年議定書等の批准を条件としており、かつ米国がABM条約から脱退すればSTART-IIから脱退する権利を留保するとした。米国はそれら議定書等を批准せず、その後2002年にはABM条約から脱退したため、結局START-IIは発効せず、ロシアは2002年にもはやSTART-IIには拘束されないと宣言した。
- (2) Ryan Fedasiuk, “U.S., Russia Meet New START Limits,” 1 March 2018, at <<https://www.armscontrol.org/act/2018-03/news-briefs/us-russia-meet-new-start-limits>>; Julian Borger, “US and Russian Nuclear Arsenals Set to be Unchecked for First Time Since 1972,” *The Guardian*, 17 April 2018.
- (3) 米国はロシアによる地上発射巡航ミサイルの実験等につき、2014年以降、INF条約違反を認定し、2016年にはINF条約に基づいて設置されている特別検証委員会（SVC）を開催して懸念を表明した。US Department of State, Bureau of Arms Control, Verification and Compliance, “Fact Sheet: INF Treaty at a Glance,” 8 December 2017; Amy F. Woolf, *Russian Compliance with the Intermediate Range Nuclear Forces (INF) Treaty: Background and Issues for the Congress*, CRS Report (Congressional Research Service, December 2017), pp. 14–16.
- (4) ロシアは、米国のミサイル防衛システムの実験における標的としての中距離ミサイルの使用や、武装ドローンの使用、海軍のMK-41ミサイル発射機の地上配備計画（イージス・アショア）がINF条約違反であると主張しているが、米国はそれらがINF条約違反であることを否定している。Ibid., pp. 23–26.
- (5) Interview with Ambassador Linton Brooks, former Administrator, US National Nuclear Security Administration, 27 November 2017.
- (6) See UN Docs. A/RES/69/41, 2 December 2014; A/69/PV.62, 2 December 2014, pp. 12–13; A/RES/71/258, 23 December 2016; A/71/PV.68, 23 December 2016, p. 17.
- (7) 批准国数もさることながら、行政府限りで可能な署名を行なった国の数が、条約採択時の賛成国の半数にも及んでいないという事実は、賛成の本気度に疑問を抱かせるものでもある。
- (8) Group of Eminent Persons, “Building Bridges to Effective Nuclear Disarmament: Recommendations for the 2020 Review Process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT),” at <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000349264.pdf>>.

あさだ・まさひこ 京都大学教授／日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター客員研究員